

鳥取県浄化槽保守点検業者登録申請手数料を納付されるみなさまへ

令和3年10月1日から

納付方法が変わります

現在、鳥取県浄化槽保守点検業者登録申請手数料は鳥取県収入証紙で納付することとなっていますが、鳥取県収入証紙の販売は令和3年9月30日で終了します。令和3年10月1日からは以下の納付方法に変わります。

令和3年10月1日からの納付方法

●総合事務所に設置する窓口納付

現金、電子マネー、クレジットカードによる納付

●あらかじめ県が配布する納付書納付

銀行、コンビニで現金による納付

■購入済み証紙の取扱い

令和3年9月30日までに購入済みの証紙は、令和4年3月31日までは、従来どおり手数料の納付に使用できます。

■使用予定がない証紙の払い戻し

令和3年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、ご指定の口座に返還します。

※ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。

※手続きの詳細は、鳥取県会計管理局会計指導課のホームページ (<https://pref.tottori.lg.jp/296529.htm>) で確認してください。

<問い合わせ先>

○鳥取県浄化槽保守点検業者登録手数料の納付に関すること

《主たる営業所が中部地区の場合》

中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課

電話：0858-23-3148

《主たる営業所が西部地区の場合》

西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課

電話：0859-31-9350

○鳥取県収入証紙に関すること

鳥取県会計管理局会計指導課

電話：0857-26-7437

(鳥取市東町1丁目220)